

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和4年10月28日から実施する。

令和4年10月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、脳神経内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、頭頸部外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科	新潟県立がんセンター新潟病院	内科、脳神経内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、頭頸部外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科
(略)		(略)	